

平成 26 年 2 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社 オ プ ト ロ ム
代表者名 代表取締役社長 三浦 一博
(コード番号：7824 名証セントレックス)
問合せ先 執行役員経営企画室長 大村安孝
(電話番号 022 - 392 - 3711)

第三者割当により発行される第 4 回新株予約権の募集 及びコミットメント条項付募集新株予約権引受契約締結に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 2 月 27 日開催の取締役会において、下記のとおり第三者割当により発行される第 4 回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）の募集（以下「本件第三者割当」という。）及びコミットメント条項付募集新株予約権引受契約の締結を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 募集の概要

【第 4 回新株予約権発行の概要】

(1) 割当日	平成 26 年 3 月 17 日
(2) 新株予約権の総数	29,500 個（新株予約権 1 個につき 1,000 株）
(3) 発行価額	総額 25,635,500 円（新株予約権 1 個につき金 869 円）
(4) 当該発行による 潜在株式数	29,500,000 株
(5) 調達資金の額	503,535,500 円 内訳 新株予約権発行による調達額 25,635,500 円 新株予約権行使による調達額 477,900,000 円
(6) 行使価額	1 株当たり金 16.2 円
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法による 合同会社社会コンシェルジュ 23,000 個 ホライズンパリティートサービス株式会社 6,500 個
(8) その他	上記の各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。当社は、割当先との間で、コミットメント条項付募集新株予約権引受契約を締結する予定です。

2. 募集の目的及び理由

(1) 当該資金調達の背景、目的及び理由

①当社のこれまでの経営状態の現状

当社は、CD・DVD コンパクトディスクの製造・販売をするデジタルコンテンツ事業をコア事業としながら、そのデジタルコンテンツ事業の市場が年々、音楽配信、映像配信の影響により縮小傾向にある状況において、平成 21 年から環境に配慮した省エネルギー型蛍光灯「E・COOL」の製造・販売を行う環境エネルギー事業をもう一つのコア事業に成長させることに努力してまいりました。また、当社は太陽光発電事業を当社の新規の事業として本社敷地内及び一関にて

開始すべく、平成25年1月31日付「第三者割当により発行される新株式の募集及び第3回新株予約権の募集並びに主要株主である筆頭株主及びその他関係会社の異動に関するお知らせ」のとおり、平成25年2月18日に発行した新株及び新株予約権により調達した資金の一部を準備活動資金として準備活動に着手いたしました。

しかし、デジタルコンテンツ事業については前期のとおり年々減少傾向にあるものの当期においても大きな変動はなく推移し、環境事業については、販売初年度（平成22年3月期）にインバーター不具合による製品不良が発生したこと、製品ブランドの浸透が遅れたこと、また、当社の販売力が十分に発揮できなかったため、十分な結果を出せていない状況でありました。それに加えて、平成25年3月期頃から、一時期の節電の機運が落ち着いたことから省エネ照明への移行スピードが鈍化したこと等から、当期も当初の事業計画よりも大きく後退を強いられました。

次に、太陽光発電事業については、本社工場の敷地内及び岩手県一関市にてそれぞれ行うことを予定し（以下本社工場の敷地内でのプロジェクトを「本社プロジェクト」、岩手県一関市のプロジェクトを「一関プロジェクト」といいます。）、平成25年2月18日発行の第三者割当増資による新株発行及び第3回新株予約権の発行によって準備資金の調達を行い着手いたしました。具体的には、一関プロジェクトの準備活動資金として、第三者割当増資による新株発行にて総額86百万円の調達額のうち10百万円と第3回新株予約権にて調達する総額132百万円のうち32百万円の合計42百万円を予定しておりました。また本社プロジェクトの準備活動資金として第3回新株予約権の調達額のうち100百万円を予定しておりました。

まず本社プロジェクトに関しては、太陽光発電事業には1メガワットあたり350百万円の設備投資が必要なところ、本社敷地内で1メガワットの設備を構築するために、残約250百万円の必要資金を金融機関等から融資を受けることで賄うという計画でした。しかし、各金融機関との交渉は成果を出せず、融資を受けることはできませんでした。次策として太陽光発電事業を共同事業として行う相手を模索し、交渉をしておりましたが実現に至りませんでした。さらに、本社プロジェクトに関連して、平成25年8月14日付「プロメントサービス株式会社との資本業務提携及び太陽光発電事業の進捗並びに第三者割当増資に係る資金使途の変更等に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、プロメントサービス株式会社（代表取締役徳田昌平）との間で本社プロジェクトにおける太陽光発電事業施設建設等のための資本業務提携を締結し、普通株式200株の新株の第三者割当を受け、金15百万円を支出しました。このように当社は、太陽光発電事業に必要な設備投資資金を調達することが叶わなかったことから、当社は本社敷地内での太陽光発電事業を行うことを断念するに至りました。

次に、一関プロジェクトに関しては、平成24年12月頃株式会社地球ファクトリー（代表取締役 平井潤一。以下「地球社」といいます。）との間で、許認可が取れた段階で18～20メガワットの発電量の協業事業を行うという内容で協定書を締結し、協定保証金10百万円を支払いました。その後当社は東北電力に22メガワットの売電に関する許認可の申請を行い、許可を得ました。しかしながら、上記平成25年8月14日付のお知らせのとおり、その後、東北電力の受電側まで鉄塔5塔の建設が必要であること分り、少なくとも事業開始まで36か月程度要することが判明しました。また、前記の鉄塔5塔の建設費が約6億円必要であること等工事代金も膨らみ、当社、地球社のいずれにおいてもその資金調達が困難であった為、地球社と協議し、プロジェクト推進の可能性の模索を重ねておりました。そうした中で、地球社より、メガソーラーの開発・運営の実績を誇るドイツのWirsol Solar（以下「ワースル社」といいます。）に既存のメガソーラー22メガワットの許認可取得分を譲渡したいとの打診があり当社も応諾しました。地球社は、残った半分の敷地で15メガワット前後のメガソーラーの再申請を行い、ワースル社との工事を同時に行うことにより造成コストが大幅に削減可能であり、資金調達も金融機関の支援を地球社が受けられるというスキームで現在もメガソーラー事業を推進中であります。よ

って、その進捗に応じて、当社は共同事業として主に設備の保守・メンテナンス業務を中心として太陽光発電事業を行うことを予定しております。

従って、太陽光発電事業に係る今後の必要コストにつきましては、基本的に地球社の負担であり、当社に大きなコスト負担は発生しません。

以上のことから、当社は当第3四半期累計期間においても、事業業績が計画と大幅に乖離し、当第3四半期累計期間における売上高は1,453百万円、経常損失は234百万円、四半期純損失は272百万円、当第3四半期末現在で純資産額は▲212百万円となりました。その結果、事業運転資金が不足したため、太陽光発電事業の準備活動のための資金として平成25年2月18日の第三者割当増資による新株発行にて調達した86百万円のうち、太陽光発電事業の準備資金分であった51百万円の本社プロジェクトのために15百万円と一関プロジェクトのために10百万円支出した残り26百万円と、同日発行の第3回新株予約権が行使されたことによって太陽光発電事業のために調達した48百万円についても、太陽光発電事業の準備のためでなく不足した事業運転資金として充てざるを得ない状況となりました。なお、この資金使途の変更について、第3回新株予約権のうち株式会社ネットスタジアム以外の割当分については平成25年11月7日付「新株予約権の譲渡及び第三者割当増資に係る資金使途の一部変更に関するお知らせ」にて、事業運転資金に資金使途を変更する旨お知らせしたとおりです。株式会社ネットスタジアムへの割当分に関しましては、太陽光発電事業のうち本社プロジェクトを断念したため、今後の同社保有の新株予約権の行使により払い込まれる資金の使途は、太陽光発電事業ではなく事業運転資金と変更することを平成26年1月29日付の当社取締役会にて決議し、その旨を同社に通知しご理解をいただいた旨と、同社の保有目的は純投資とする旨を同社との間で書面にて確認しました。今後、株式会社ネットスタジアムにより新株予約権の行使により払込があった場合には、専用の口座にて保管し、資金使途についてはその都度取締役会にて決議し開示してまいります。

さらに、平成25年11月14日付「減損損失の計上及び業績予想の修正に関するお知らせ」及び平成25年11月18日付「減損損失の計上及び業績予想の修正に関するお知らせの一部訂正について」のとおり、平成26年3月期も大幅な赤字になる見込みです。当社は過去連続して経常損失及び当期純損失であります。加えて今期の業績悪化によって今期末での債務超過が見込まれており、来期末までに債務超過を解消しなければ上場廃止となることからその解消が急務となっております。

次に、取引金融機関からの借入金1,654百万円（平成25年12月31日現在）については、平成23年3月の東日本大震災による本社工場の一時操業停止により資金繰りが悪化したために取引金融機関に6か月の借入金の返済猶予を依頼し、承諾していただきました。その後、業績回復が計画通りには進捗せず、引き続き平成25年3月末までの借入金の返済猶予の条件変更契約を締結することができましたが、2年間の長期に渡る金融支援を受けております。現在は、さらに元金の返済猶予の交渉を続けつつ利息の支払いのみを行っている状況です。また、更に当社は6期連続赤字であり今年度第3四半期においても損失を計上するという継続した業績低迷の影響により、仕入債務等の事業運転資金が不足する状況であります。そのため、本新株予約権の発行及び行使までの間に不足する事業運転資金を賄うためのつなぎ融資として、平成25年12月24日に開示しましたとおり平成25年12月17日に株式会社アンビシャスグループ（住所：東京都港区台場一丁目1番1-2204号、代表取締役社長：児島幸恵）より10百万円、及びホライズンパティートサービス株式会社より平成25年12月24日に10百万円の借入を行い、次いで平成25年12月27日に開示しましたとおり株式会社アイランド（住所：福岡県福岡市中央区舞鶴一丁目1番3号、代表取締役社長：亀頭隆行）より運転資金及び株式会社アンビシャスグループへの返済資金として平成25年12月27日に50百万円の借入を行いました。

以上のように、当社は継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

②今後の事業展開とそれに係る資金需要

当社は、上記のような状況を解消し、当社が安定的な事業活動を実施するために平成25年6月頃から当社の経営改善計画の策定に取り組んでまいりました。その計画策定の中で、当社はまず既存事業であるデジタルコンテンツ事業や環境事業の黒字化により営業キャッシュフローの黒字化が必要と考えました。よって、当社は、収支均衡状況にあるデジタルコンテンツ事業については、市場縮小傾向が進行することを想定した中でも収益力を改善するために、抜本的に製造ラインを見直すことによって、縮小・効率化することにより製造原価を低減するのみならず、有形固定資産の有効活用に継続的に取り組む方針で、年間60百万円の経費削減効果を目指して設定いたします。また、大幅な赤字を計上している環境事業においては、無接点電極ランプ等の競合企業が少なく利益率の高い商材に注力することにより、赤字幅の縮小を目指します。

また、当社の経営状態の安定・改善のためには既存の事業の構造改革のみでは6期連続の赤字の脱却としては十分とは言えないため、さらに新たな収益源を確保する必要があります。そのためには当社が手がけてこなかった分野において新規の事業を模索・開業・着手する必要がありますと当社は判断いたしました。当社は、以上述べたような既存事業の構造改革に加え、新規事業の検討・着手・遂行及び企業買収（以下2つを併せて「新規事業開発」といいます。また、新規事業開発と既存事業の構造改革をあわせて以下「本件事業再編」といいます）のため、ファーストメイク・リミテッド株式会社（住所：東京都中央区岩本町2-8-9 林慶ビル7F、代表取締役社長 前一明）に対し投資家の紹介・選定を含む事業再編全般のアドバイザリーを依頼いたしました。そして、ファーストメイク・リミテッド株式会社より事業再生の専門家である大村安孝氏の紹介を受けましたので、担当執行役員として招聘し平成25年11月1日に経営企画室を新設いたしました。また、同時期に、ファーストメイク・リミテッド株式会社より当社のスポンサー候補として合同会社社会社コンシェルジュをご紹介いただきました。そして合同会社社会社コンシェルジュを含む企業グループ（以下「アンビシャス企業グループ」といいます。）より各種新事業の提案をいただきまして、当社は新設された経営企画室にて検討を重ね、経営改善計画の策定に取り組んでまいりました。

このような検討の結果として当社が作成し、平成26年2月27日に取締役会において承認を受けた経営改善計画における具体的な事業再編計画は以下のとおりです。なお、新規事業の詳細については、本日別途開示しております「新規事業の開始及び有限会社パルテックとの業務提携契約締結のお知らせ」をご覧ください。また、今後の進捗や詳細については、決定次第その都度必要に応じて開示してまいります。

【デジタルコンテンツ事業】

① 概要

現在、製造ラインはCD 8ライン、DVD 5ラインである。稼働率は100%を超える月もあるものの、平均してCDについては生産能力170万枚／月に対して約80%の稼働率であり、DVDについては生産能力120万枚／月に対して70%の稼働率である。また、CDの利益率を押下げている要因としては、クリーンルームの電気代であり、工場全体の電気代である約12百万円／月のうち概算で約5百万円／月を占めている。

そこで、利益率が低いCDのライン数の一部について、機械部分だけを包む形の小さいクリーンボックス型に切り替えることによって、広いクリーンルームを廃止することが可能となるため、電気代及び人件費の削減により最低でも5百万円／月の経費削減効果を見込む。

※生産能力については、これまで同様に当社ラインでの生産能力を超過する受

注があった際には、一部外注を利用することで、粗利ベースでの損失なく対処できる見込み。	
② 行動計画	
1. 平成 26 年 4 月を目処に C D 製造ラインの一部の移設工事を行い、クリーンルームを廃止する。	
2. 余剰人員については、後述の新規事業に一部異動し、残余は解雇を行う。	
③ 必要費用	
工事費用	30 百万円
【環境エネルギー事業】	
① 概要	
無接点電極ランプ等の競合企業が少なく、利益率の高い商材に注力することで、赤字幅の縮小を目指す。	
【高栄養飼料の製造業】	
① 概要	
茸類の苗床を分解することで、家畜牛用の飼料（トランジットミール）を作成し販売を行う事業を立ち上げる。事業開始は平成 26 年 10 月目処。本事業は既に同事業を行っている有限会社パルテック（所在地：東京都中野区中野 2 丁目 23-1、代表：金子敦。なお、当社株主である株有限会社パルテックとは別法人であります。）との業務提携のもと、有限会社パルテックの指導に基づき行うもので、既存の家畜向け飼料に比較して安価かつ高栄養のものであり需要が高い。また、大規模な機械設備、用地、施工人員が必要な製造業であるため参入障壁が高いものであるが、当社の敷地と熟練工を活用することができる。 計画通りに生産・販売開始できた場合、生産量は 750 トン／月、売上高は 16.5 百万円／月を見込む。 ※生産・売上見込みは有限会社パルテックの実績から想定している数値である。 なお、仕入・販売先の確保・維持・安定については、当社取締役による仕入・販売先へのヒアリングにより十分な余力があると判断した。 ※本事業としての飼料の製造及び販売については、定款所定の目的事項である「(11) 次の商品の売買及び輸入業の（ヌ）肥料、飼料及びこれらの原料」、及び「(31) 前各号に付帯関連する事業」として行うが、定時株主総会において定款変更を行い「飼料の製造」を目的に追加する予定。	
② 行動計画	
1. 平成 26 年 3 月 基本合意締結	
2. 平成 26 年 3 月 必要施設着工、運搬車両その他必要備品類購入	
3. 平成 26 年 10 月 工事完成	
4. 平成 26 年 10 月中旬 事業開始	
5. 平成 27 年 1 月 第二施設工事開始	
6. 平成 27 年 4 月 第二施設稼働開始	
③ 必要費用見込	
合計 210 百万円	
(内訳)	
1. 契約金	30 百万円
2. 用地取得費	0 円（本社用地使用）
3. 設備建設費	140 百万円

	① 第1ライン工事	70 百万円
	② 第2ライン工事	70 百万円
4. 運搬車両費		30 百万円
	① 初期発注	20 百万円
	② 追加発注	10 百万円
5. 諸経費		10 百万円
【除染事業】		
① 概要		
現在福島県にて除染事業を行っている株式会社未咲の株式を株式会社アンビシャスグループより取得するとともに、対象会社と共同にて事業を行うことによって、持分法適用会社とする。除染事業は参入障壁が高く、依然として需要過多の業種であり、現在の同社の利益計画通り進行すれば株式会社未咲の収益によって当社は持分法上利益の計上を見込める。当初の譲受株式の議決権割合は20%であり、その後、対象会社及び株式会社アンビシャスグループとの協議により持ち株比率を上昇させていく予定。 ※対象会社の利益計画は当該会社作成の数字に、デューデリジェンスの結果を踏まえたものである。なお、対象会社は監査を受けていない。また、除染事業自体の寿命については、同業他社及び環境省へのヒアリングによれば今後5年以上現在の需要・成長性は維持される見込みであるとのことである。 なお、株式会社アンビシャスグループは、今回の割当先である合同会社社会コンサルティングと同一企業グループに所属している。また、株式会社未咲及び株式会社アンビシャスグループの概要等は、本日別途開示しております「新規事業の開始及び有限会社パルテックとの業務提携契約締結のお知らせ」をご覧ください。		
② 行動計画		
1. 平成26年3月 株式(20%)譲渡契約締結 2. 平成26年3月 当社より役員1名派遣予定 3. 平成27年1月 追加株式譲受(10%)		
③ 必要費用見込		
株式取得費用		55 百万円
(内訳)		
1. 株式購入代金(20%)		30 百万円
2. 株式購入代金(10%)		15 百万円
3. 必要経費		10 百万円
(内訳：デューデリジェンス費用、弁護士費用、連結会計開始に伴う諸費用(監査法人費用、登記費用等))		

なお、資金の調達手段として、既に発行されており株式会社ネットスタジアムが所有しております新株予約権の行使についても検討し、株式会社ネットスタジアムに対し行使するようにお願いをいたしましたところ、株式会社ネットスタジアムは平成26年1月22日および平成26年2月26日に各1百万株相当の行使をされ、各12百万円(合計24百万円)の払込をいただきました。しかしながら、当該払込資金である24百万円では既存事業の構造改革及び新規事業開発費用としては不足しております。加えて、同新株予約権は「2.(1)当該資金調達の背景、目的及び理由」に記載のとおり当初は当社の本社敷地内における太陽光発電事業の準備資金に充当するために発行したものであり、当社の本社敷地内での太陽光発電事業を断念し、そのため株式会社ネットスタジアムから太陽光発電事業を目的とした資本関係については解消し今後は純投資目的として新株予約権を保有する旨の表明をいただいている現状であります。従って当初の目的外の使用でありま

すため行使を強く要請できないものと考えております。また、たとえ残存の新株予約権の全株数について行使があったとしても手取金額は60百万円であり、既存事業の構造改革及び新規事業開発費用として想定した金額である295百万円には不足するものであります。

以上の事業再編計画に従い、既存事業の構造改革及び新規事業開発によって今後の成長基盤の確立と企業価値の向上を図るとともに、平成27年3月期の債務超過の状態を解消するため、当社は本新株予約権の発行によって必要な資金の調達を行うことに決定いたしました。

(2) 資金調達方法の検討

① 資金調達方法の概要

本新株予約権は、当社が合同会社社会コンシェルジュ及びホライズンパリティートサービス株式会社に対して、行使可能期間を2年間とする新株予約権を第三者割当の方法によって割り当て、引受先である合同会社社会コンシェルジュ・ホライズンパリティートサービス株式会社による新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。

当社と合同会社社会コンシェルジュ、当社とホライズンパリティートサービス株式会社との間で、各々下記の内容を含むコミットメント契約を締結する予定です。

【本スキームの特徴】

- (a) 当社の資金需要や株価動向を総合的に判断したうえで、予め定めた上限までの範囲内であれば柔軟な資金調達が可能であること（コミットメント）。

具体的には、合同会社社会コンシェルジュと当社との間で、本新株予約権について、まず、価額の変動がなくとも当社の求めに応じ、無条件で新株予約権のうち200百万円相当分については本新株予約権の効力発生後速やかに、または平成26年3月末日までに50百万円相当を行使し、以後合計200百万円に満つるまで翌月より各月20百万円相当の行使をする義務を負うものとする旨の契約（コミットメント）を締結する予定です。さらに、合同会社社会コンシェルジュと当社との間で、上記コミットメントとは別に、新規事業のうち高栄養飼料の製造業の開始について、当社が経営計画・利益計画を作成し、合同会社社会コンシェルジュから計画の承認をいただいた場合には、追加で150百万円相当の行使をする義務を負う旨の契約を締結する予定です。また、当社とホライズンパリティートサービス株式会社との間で、当社が株式会社未咲の株式取得のために必要と判断した際にホライズンパリティートサービス株式会社に対して新株予約権の行使を要請した場合には、ホライズンパリティートサービス株式会社は55百万円を限度としてその要請どおり行使する義務を負う旨の契約（コミットメント）を締結する予定です。

これらのコミットメントに係る金額は、当社の想定している支出時期に必要な金額を完全に充たすものではありませんが、このコミットメントにより、株価が行使価額を下回る状況においても、当社は資金調達が可能となります。

- (b) 本新株予約権の目的である当社普通株式数は29,500,000株（うち合同会社社会コンシェルジュ引受分は23,000,000株、ホライズンパリティートサービス株式会社引受分6,500,000株）で一定であるため、株価動向によらず、最大増加株式数は限定されております。また、行使価額も修正条項が付されたものではなく、固定されております。
- (c) 本新株予約権の割当日から3か月を経過した日以降いつでも、一定の手続を経て、当社は本新株予約権1個当たりにつき本新株予約権1個当たりの払込金額（発行価額）で、本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。

- (d) 本新株予約権は、譲渡制限が付されており、当社取締役会の承認がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。
- (e) 株式市場へ急激な影響を与えないよう、割当予定先各々の新株予約権の行使によって取得した株式の売却については、両社合わせて各月毎にその時点における当社の発行済株式総数の20%までを上限とすることによって、急激な稀釈化を一定程度防止できますことから、市場及び既存の株主様に対する影響も一定程度抑えられると考えます（なお、上限を20%としたのは、当社の直近一年間の月毎出来高平均は当該月発行済株式総数の23.3%であり、かつ直前3ヶ月の月毎の出来高は当該月発行済株式総数の約36~102%であるため20%という売却量は、市場において吸収可能な量であると判断したためです。）。

② 当該資金調達の方法を選択した理由

当社は、債務超過の状態にあり、間接調達によって新規に資金を調達することは極めて困難であります。そのため既存株主の皆様の株式の希薄化を考慮しつつも、直接金融に依拠せざるを得ない状況であります。その検討において、公募増資・株主割当増資は、調達に要する時間及びコストが第三者割当による株式及び新株予約権の発行より多くかかるため、この度の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。また、第三者割当による新株式の発行につきましても、当社の経営環境・事業方針及び資金調達目的に関し理解をいただいている方々を中心に検討を行いました。直近での当社の業績不振と財務状態から、一定規模での引受の了承を得られる先を見出すことは困難でありました。そうした状況の中で、今回の割当先である合同会社社会コンシェルジュ及びホライズンパリティートサービス株式会社より、一時期に大量の資金が必要な株式の割当であれば引き受けないが、行使の時期・量を当社との協議によって調整できる新株予約権であれば引き受けたい旨の申し出をいただきました。ただし、当社の資金調達の緊急性・必要性についても理解するので、新株予約権発行の取締役会決議と同時に発行数のうち一定割合（合同会社社会コンシェルジュは合計200百万円に相当する株数について価額の変動がなくとも当社の求めに応じ、無条件で本新株予約権の効力発生後速やかに、または平成26年3月末日までに50百万円相当を行使し、以後合計200百万円に満つるまで翌月より各月20百万円相当の行使をする義務を負うものとし、さらに、上記コミットメントとは別に、新規事業のうち高栄養飼料の製造業の開始について、当社が経営計画・利益計画を作成し、合同会社社会コンシェルジュから計画の承認をいただいた場合には、追加で150百万円相当の行使をする義務を負う旨の内容のコミットメント条項付募集新株予約権引受契約を締結する旨の合意をいただきました。また、ホライズンパリティートサービス株式会社は、当社が株式会社未咲の株式取得のために必要と判断した際にホライズンパリティートサービス株式会社に対して新株予約権の行使を要請した場合には、ホライズンパリティートサービス株式会社は55百万円に相当する株式について、予約権の行使を予め約する内容のコミットメント条項付募集新株予約権引受契約を締結する旨の合意をいただきました。

当社といたしましては、「2（1）当該資金調達の背景、目的及び理由」で記載のとおり、債務超過解消、運転資金確保という要請は、必要性・緊急性ともに極めて高いことから一定規模の資金調達が必要であるため、今回の割当予定先に対する新株予約権の発行という方法が唯一の資金調達の手法であると考えまして選択いたしました。

また、本スキームは、本日現在の当社の総議決権に対し86.13%の希薄化が生じ、1株当たりの株式価値の希薄化が生じますが、前項の本スキームの特徴に記載しましたように、当社と引受先との間で行使を要請できるコミットメント契約を締結すること、及び一定の手続を経て本新株予約権の全部又は一部を取得することができることから、当社が行使を一定程度コントロールできます。さらに、取得した株式の売却について各月毎に当社の発行済株式総数の20%

までを上限とすることで一定程度急激な稀釈化を防止できますことから、市場及び既存の株主様に対する影響も一定程度抑えられると考えるところ、むしろ、この本新株予約権発行による資金調達により債務超過を解消し、運転資金を確保するとともに、既存事業の維持・構造改革を推し進め、また新規事業を開始することによって、当社の企業価値を高めることができるものと考えますので、株主価値の向上につながるものと確信しております。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額 (内訳)	503,535,500 円
(新株予約権の発行による調達額)	25,635,500 円
(新株予約権の行使による調達額)	477,900,000 円
② 発行諸費用の概算額 (内訳)	43,535,500 円
アドバザリー費用 (ファーストメイク・リミテッド株式会社) ※	27,594,000 円
新株予約権算定費用等 (タレス・トランザクション・アドバイザリー・サービス株式会社)	2,625,000 円
弁護士費用 (ライブラ法律会計事務所)	2,100,000 円
第三者意見書作成費用 (二重橋法律事務所)	2,100,000 円
反社会性等調査費用 (株式会社トクチョー他)	5,250,000 円
その他費用 (印刷会社費用、校正費用、登記費用、登録免許税他)	3,866,500 円
③ 差引手取概算額	460,000,000 円

※本新株予約権の行使に比例し、割当予定先の当該行使額の 5.5% (消費税別) がファーストメイク・リミテッド株式会社に対するアドバイザリー費用となっております。なお、ファイナンシャル・アドバイザリー費用が、当該行使額の 5.5% という手数料率となっておりますが、当社の払込金額の総額と、ファイナンシャル・アドバイザーの業務量 (スポンサー候補を多数あたっていたのみならず、事業再生の専門家を当社に紹介する等で経営企画室の立ち上げに多大な尽力をいただき、さらには経営企画室と連携して投資ストラクチャーの考案・検討・スポンサー候補者への説明等の実務についても多大な協力を得ました) を勘案し、協議の上、決定したものであります。なお、取得事項に基づき当社が新株予約権を取得した場合については、取得した新株予約権の個数に対するファイナンシャル・アドバイザリー費用は発生しません。

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少いたします。なお、新株予約権の行使による払込みは、原則として新株予約権者の判断によるため、新株予約権の行使により調達する差引手取概算額は、新株予約権の行使状況により決定されます。そのため、行使価額が市場価額を上回っている状況においては、当初の計画通り資金調達が進まないことが考えられます。その場合は、短期的なつなぎの資金調達等も視野に入れ、可能な限り計画通り事業を進めていく考えであります。また、行使状況により、最終的に本新株予約権の行使にて調達する差引手取概算額の変更がありうることから、上記事業計画の内容について変更する場合があります。その場合は、経費削減等による資金の確保、及び事業計画の見直しを行うとともに、時々の金利水準、資本コストの変動等を勘案しながら他の方法による資金調達で充当していく考えであります。

3. 支出時期より前に資金が確保できた場合、支出時期まで調達された資金管理は銀行預金で管理を行います。なお、本件事業再編資金が事業運転資金と混入することによる予定外消費を避けるため、事業運転資金として予定している 165 百万円を超えた手取額については、本件事業再編資金用の別口座にて管理することといたします。

(2) 調達する資金の具体的な使途

① 本新株予約権による調達資金

第4回新株予約権による調達資金の支出予定時期は以下のとおりです。

想定している使途	想 定 金 額	想定支出予定時期
(a) 当社の既存事業であるデジタルコンテンツ部門の構造改革として製造ラインの改修工事等の費用	30 百万円	平成 26 年 3 月～平成 26 年 4 月
(b) 日本国内畜産業者向け高栄養飼料の製造業開業に伴う施設工事外注費、経営指導料、車両購入費等	210 百万円	平成 26 年 3 月～平成 27 年 4 月
(c) 除染事業進出に伴う企業買収資金	55 百万円	平成 26 年 3 月～平成 27 年 1 月
(d) 当社の事業活動運転資金及び借入金返済資金	165 百万円	平成 26 年 3 月～平成 26 年 12 月

(a)：当社は、既存事業であるデジタルコンテンツ部門の構造改革を行うにあたり、製造ラインの改修・製造ライン機器の移設工事費として、30 百万円を予定しております。想定支出時期は、平成 26 年 3 月～平成 26 年 4 月に工事請負業者に対して支払予定です。

(b)：新規事業開発（本社内空地を利用した飼料製造業の開業）資金として 210 百万円を予定しております。支出内訳は契約金 30 百万円、設備建設費 140 百万円、運搬車両費 30 百万円、諸経費 10 百万円であり、想定支出時期は、平成 26 年 3 月に契約金 30 百万円、第 1 製造ラインの設備建設費 70 百万円、及び運搬車両初期発注費 20 百万円を有限会社パルテックに支払予定であり、残る第 2 ライン設備建設費 70 百万円及び運搬車両費追加発注分 10 百万円は平成 27 年 1 月に有限会社パルテックに支払予定です。なお、諸経費 10 百万円は平成 27 年 4 月の第 2 ライン稼働までの間に有限会社パルテック以外に支払いが発生する諸費用（測量、許認可取得、その他）として平成 27 年 4 月までに随時支出予定です。

(c)：新規事業開発（除染事業）のために、株式会社未咲の株式取得費用として 55 百万円を予定しております。なお、当社は、当該株式取得によって、持分法適用会社となることを予定しております。

支出内訳は株式購入代金（20%）30 百万円、追加株式購入代金（10%）15 百万円、及び、その他必要経費としてデューデリジェンス費用 2 百万円、弁護士費用（ライブラ法律会計事務所を予定）2 百万円、連結会計開始に伴う諸費用概算 6 百万円（監査法人費用、登記費用等）の合計 10 百万円であり、想定支出時期は、株式会社アンビシャスグループに対して平成 26 年 3 月に株式購入代金（20%）30 百万円を支払い、平成 27 年 1 月に追加株式購入代金（10%）15 百万円を支払う予定です。その他必要経費は随時支出予定です。なお、株式会社未咲の株価の算定においては、当社の上代取締役の紹介で公認会計士蕪澤事務所に依頼いたしました。蕪澤事務所の蕪澤政男会計士は、過去（平成 20 年 7 月 26 日から平成 25 年 4 月 19 日までの間）株式会社アンビシャスグループの社外監査役であったため、株式会社未咲の実情をご存じであり、かつ公認会計士として上場企業を含む多くの依頼者・顧問先を擁する独立した専門家であって、現在は株式会社アンビシャスグループ及び当社との間に利害関係を有しないため、独立性・公平性が担保されていると考え選定いたしました。なお、株価の算定にあたっては、純資産額法と事業の成長性を見込んで前期（平成 25 年 8 月期）実績である売上高 305,074 千円、経常利益 2,349 千円、当期純利益 1,419 千円と比して大幅な増収増益（平成 26 年 8 月期売上高 1,119,900 千円、経常利益 13,868 千円、当期純利益 8,321 千円、平成 27 年 8 月期売上高 1,255,900 千円、経常利益 35,188 千円、当期純利益 21,113 千円、平成 28 年 8 月期売上高 1,328,000 千円、経常利益 42,398 千円、当期純利益 25,439 千円、平成 29 年 8 月期売上高 1,352,000 千円、経常利益 44,798 千円、当期純利益 25,439 千円、平成 30 年 8 月期売上高 1,352,000 千円、経常利益 44,798 千円、当期純利益 25,439 千円、各見込）となる事業計画に基づくディスカウントキャッシュフロー法の併用により行っておりますが、

除染事業は需要の高い公共事業であり現在も需要過多で供給が追いつかず発注量が増大を続けていること、また、各見込（予想）において売上高の伸び率以上に経常利益が伸びておりますが、売上高の伸びによる規模の経済効果により固定費率が下がることが見込まれることから、その成長性を見込んだ事業計画は妥当であると判断し、当該株価算定は適正であると当社取締役会にて判断いたしました。なお、株式会社未咲の株式評価の詳細は、本日別途開示しております「新規事業の開始及び有限会社パルテックとの業務提携契約締結のお知らせ」をご覧ください。

- (d)：当社は、第3四半期時点の今期予測として年間約 221 百万円の純損失であり、大幅な営業キャッシュフロー損失となる見込であります。現状のまま推移しますとデジタルコンテンツ事業については横ばい、また金融機関からの借入について返済金額が増加する予定であることから、本年も、既存事業の構造改革で赤字幅を縮小したとしても、新規事業が軌道に乗るまでには保守的に見て 165 百万円の営業キャッシュフロー損失が発生する見込みです。よって、当社は、平成 26 年 1 月から平成 26 年 12 月の運転資金として 165 百万円を必要とする見込んでおります。なお、平成 26 年 1 月から本新株予約権の発行及び行使までの間に不足する事業運転資金を賄うためのつなぎ融資として、平成 25 年 12 月 24 日に開示しましたとおり平成 25 年 12 月 17 日に株式会社アンビシャスグループより 10 百万円、及びホライズンパリティートサービス株式会社より平成 25 年 12 月 24 日に 10 百万円の借入を行い、次いで平成 25 年 12 月 27 日に開示しましたとおり株式会社アイランドより運転資金及び株式会社アンビシャスグループへの返済資金として平成 25 年 12 月 27 日に 50 百万円の借入を行っており、当該借入は事業運転資金に充てるものでありますため、当該借入残高 50 百万円の返済についても平成 26 年 3 月から平成 26 年 12 月の間の事業運転資金として考え、本第三者割当による手取金により返済予定であります。なお、本件事業再編による効果が当社の見込み通りに軌道に乗った際には平成 26 年 10 月からキャッシュフローが改善し、平成 27 年 1 月以降の事業運転資金は自力確保できる見込みです。

②平成 25 年 2 月 18 日発行の第三者割当増資に係る資金の調達・充当状況

平成25年2月18日発行の第三者割当増資に係る資金の調達は、当初は第三者割当増資による新株発行にて手取金総額86百万円を調達し、資金使途は(a)「仕入在庫資金（環境エネルギー事業）」76百万円、(b)「岩手県一関市の太陽光発電事業の準備活動資金」10百万円とし、第3回新株予約権にて手取金総額132百万円を調達し、資金使途は(a)「本社工場の太陽光発電事業の準備活動資金」100百万円、(b)「岩手県一関市の太陽光発電事業の準備活動資金」32百万円と予定しておりました。

その後太陽光発電事業について注力するため、平成25年8月14日付「プロメントサービス株式会社との資本業務提携及び太陽光発電事業の進捗並びに第三者割当増資に係る資金使途の変更等に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、第三者割当増資による新株発行にて手取金総額86百万円の資金使途を変更し、(a)「仕入在庫資金（環境エネルギー事業）」35百万円、(b)「岩手県一関市の太陽光発電事業の準備活動資金」10百万円、(c)「本社工場の太陽光発電事業の準備活動資金」26百万円、(d)プロメントサービス株式会社との資本提携による出資金15百万円としました。そして、プロメントサービス株式会社との間で資本業務提携を締結し、普通株式200株の新株の第三者割当を受け、金15百万円を支出しました。なお、その際には、第3回新株予約権の手取金総額132百万円の資金使途は変更しませんでした。

しかしながら、前記のとおり太陽光発電事業が計画通りに進捗せず、事業運転資金が不足したため、太陽光発電事業の準備活動のための資金として平成25年2月18日の第三者割当増資による新株発行にて調達した86百万円のうち、本社プロジェクトのための15百万円と一関プロジェクトのための10百万円の合計支出25百万円以外の61百万円と、同日発行の第3回新株予約権が行使されたことによって太陽光発電事業の準備資金として調達された48百万円についても、

太陽光発電事業の準備のためでなく不足した事業運転資金として充てざるを得ない状況となりました。なお、この資金使途の変更について、第3回新株予約権のうち株式会社ネットスタジアム以外の割当分については平成25年11月7日付「新株予約権の譲渡及び第三者割当増資に係る資金使途の一部変更に関するお知らせ」にて、事業運転資金に資金使途を変更する旨開示しております。

現時点における、第3回新株予約権の未行使の状況は下記のとおりです。

第3回新株予約権の未行使 個数	5,000,000 個
	① 株式会社ネットスタジアム 5,000,000 個
	② 株式会社エフィティ・ビジネス・デベロップメント 0 個
	③ 有限会社パルテック 0 個
	④ エムティホールディングス株式会社 0 個

なお、この第3回新株予約権の未行使分である株式会社ネットスタジアムの割当分の取り扱いに関しましては、本お知らせ2（1）①当社のこれまでの経営状態の現状に記載しました。ご参照下さい。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

当社の安定的な事業活動を実施するためには、既存事業であるデジタルコンテンツ事業や環境事業の構造改革により営業キャッシュフローの慢性的な赤字を脱して黒字化を目指すことのみならず、新規事業開発によって成長基盤を確立する必要があります。

既存事業の構造改革として、具体的には、まずデジタルコンテンツ事業においては、抜本的な製造ラインを見直し、縮小効率化することにより黒字化する計画を作成しました。しかし、その計画実施には新たな工事費用が必要となります。また、環境事業については好評を博している無接点電球への注力による赤字幅の縮小を目指しますが、その一方で行政から、20W、40WのCCFL管について、PSEマークを取得する製品として従来型の蛍光灯と同様に電気用品安全法上の基準であるインバーターの内部電圧を1000ボルト以下とするように改良指導されましたので、その改良指導への対応による支出が予定されております。以上のように、黒字化を達成するためには、様々な費用が必要であります。

さらに、新規事業開発として、日本国内畜産業者向け高栄養飼料の製造業及び東北地方の除染事業に進出することを計画しておりますが、その設備投資等にも多大な経費が要求されるところです。

しかしながら、当社の営業損益は今期第3四半期における通期の業績見込によっても221百万円の純損失を計上する状態であり、当社の手元資金では既存事業の維持すら危うく、構造改革に着手することが困難な状態であるばかりか、ましてや、新たな事業を模索・開業するための費用は全く不足している状態であります。

そこで、今回の資金調達により、上記の既存事業の構造改革及び新規事業開発の費用を捻出することが可能となりますので、デジタルコンテンツ事業の黒字化を達成するとともに、今後の成長基盤を確立していくことが可能となり、よって当社の中長期的な企業価値の向上を図ることができるものと考えます。

したがって、今回の資金調達は当社にとって必要不可欠なものであり、既存株主の皆様の利益に資するものと考えられることから、かかる資金使途は合理的であると判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株予約権の発行価額（1個当たり869円）は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権の引受契約に定められた諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として独立した第三者機関であるタレス・トランザクション・アドバイザー・サービス株式会社が算定した結果、その算定価額である869円を踏まえ本新株予約権1個の払込金額を869円といたしました。第三者機関からの算定結果報告書では、基準となる当社株価18円（平成26年2月26日の終値）、権利行使価額16.2円、ボラティリティ85.779%（行使期間2年に対応した平成24年2月27日から平成26年2月26日の週次株価を利用し年率換算して算出）、権利行使期間2年、無リスク利子率0.07%（評価基準日における2年物国債レート）、配当率0.00%、当社による取得条項、新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社株式の流動性、当社の信用リスク等を参考に公正価値評価を実施し、本新株予約権1個につき869円との結果を得ております。

さらに、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の特徴、当社株価の推移を鑑み、割当予定先との協議の結果、本件第三者割当に係る取締役会決議日の名古屋セントレックス市場における当社普通株式の直前営業日である平成26年2月26日の終値である18円を参考として、行使価額を16.2円（少数第二位を四捨五入。以下この（1）において同じ。）といたしました。なお、当該直前営業日である平成26年2月26日の終値18円に対するディスカウント率は10%、直前営業日までの1ヶ月間（平成26年1月27日～平成26年2月26日）の終値平均17.10円に対するディスカウント率は5.26%、直前営業日までの3ヶ月間（平成25年11月27日～平成26年2月26日）の終値平均15.25円に対するプレミアム率は6.20%、直前営業日までの6ヶ月間（平成25年8月27日～平成26年2月26日）の終値平均18.20円に対するディスカウント率は10.99%となっております。

本新株予約権の発行価額につきましては、本新株予約権の公正な価値を反映しており、有利発行に該当しないため、株主総会による特別決議を要さないものと判断しております。当社がそのように判断した理由は、次のとおりです。すなわち、新株予約権の発行に際して、株主総会決議が必要となるのは、発行価額が「特に有利な金額」である場合であるときとされております。そして、発行価額が「特に有利な金額」である募集新株予約権の発行とは、公正な発行価額よりも特に低い価額による発行をいいます。ここで、募集新株予約権の公正な発行価額とは、現在の株価、行使価額、行使期間、金利、株価変動率等の要素をもとにオプション評価理論に基づき算出された募集新株予約権の発行時点における価額（以下「公正なオプション価額」といいます。）をいうと解されております。そして、公正なオプション価額と取締役会において決定された発行価額とを比較し、取締役会において決定された発行価額が公正なオプション価額を大幅に下回るときは募集新株予約権の有利発行に該当すると解されます。本新株予約権については、独立した第三者機関（タレス・トランザクション・アドバイザー・サービス株式会社）が、本新株予約権がオプション期間中途において権利行使が可能なアメリカンタイプのオプションであり、行使日の前取引日までの一定期間の株価、行使時点までの既行使株数等の事項に影響される経路依存オプションであることなどを踏まえ、一般的なオプション評価理論のうち経路依存オプションの有する特徴を評価額に反映することが可能なモンテカルロ・シミュレーションを適用して本新株予約権の公正な評価額を算定しています。その算定基準となる数値等からすると、この算定結果の合理性に疑義を生じさせる明らかな事由はなく、本新株予約権の公正なオプション価額と認められます。そして、当社取締役会は、本新株予約権の発行価額を、本新株予約権の公正なオプション価額と同額である、本件新株予約権1個当たり、869円と決定しており、公正は発行価額よりも特に低い価額による発行にはあたらないと判断したためです。

また、本新株予約権の行使価額は、割当先との協議の結果、本件取締役会決議の前日の終値である1株18円を参考にして、1株当たり16.2円と決定されていますが、以下の理由から、当該行使価額は相当であると判断しております。すなわち、新株予約権発行の有利発行該当性に関する判断にお

いては、当該新株予約権の行使価額と対象株式の時価を比較して有利発行該当性を判断するのではなく、上記のとおり、行使価額や株価変動率（ボラティリティ）等の諸般の要素を考慮して算出された当該新株予約権の公正なオプション価額と払込金額を比較することによって判断されます。そして、本新株予約権の公正なオプション価額の算定に当たっては、その行使価額やボラティリティ等の諸般の要素も考慮されており、その結果として、発行価額が公正なオプション価額と同額とされていることから、本新株予約権の発行は、有利発行に該当しないと判断しています。このように、本新株予約権は、行使価額等を踏まえた適正な発行価額が設定されており、かつ、本新株予約権の行使価額が著しく不合理な価額であると結論づける事情は認められないことからすれば、本新株予約権の行使価額には相当であると判断しています。なお、本新株予約権の発行価額の判断については、第三者機関であるタレス・トランザクション・アドバイザー・サービス株式会社の算定結果及び二重橋法律事務所の意見書を参考にしております。

この判断に基づいて、当社取締役会では、当社の安定的な事業活動を実施するために、既存事業の構造改革による黒字化に邁進し、また、新事業の開始・買収を開始することにより、今後の成長基盤を確立し中長期的な企業価値の向上を図るという資金調達目的、調達手段の妥当性、本新株予約権の発行条件について十分に討議、検討を行い、社外取締役1名を含む出席取締役全員の賛成により本新株予約権の発行につき決議いたしました。

なお、当社監査役4名全員（うち、社外監査役3名）から、本新株予約権の払込金額及び行使価額を含む発行条件等は、市場慣行に従った一般的な方法であり、それ自体で特に割当先に有利な金額ではなく、有利発行には該当せず適法である旨の意見を得ております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の目的である株式の総数29,500,000株に対する議決権数は29,500個となり、現在の当社の総議決権数34,250個に対して86.13%の希薄化が生じ、株式価値の希薄化につながるようになります。

また、割当予定先である合同会社社会コンシェルジュの本新株予約権の行使の方針は、合計200百万円に相当する株数について価額の変動がなくとも当社の求めに応じ、無条件で本新株予約権の効力発生後すみやかに、または平成26年3月末日までに50百万円相当を行使し、以後合計200百万円に満つるまで翌月より各月20百万円相当の行使をする義務を負うものとし、さらに、上記コミットメントとは別に、新規事業のうち高栄養飼料の製造業の開始について、当社が経営計画・利益計画を作成し、合同会社社会コンシェルジュから計画の承認をいただいた場合には、追加で150百万円相当の行使をする義務を負う旨の内容のコミットメント条項付募集新株予約権引受契約を締結する合意をいただいております。よって、平成26年3月から1年以内に23,000,000株のうちの200百万円分の行使をするという方針で合意しており、さらに新規事業である高栄養飼料の事業計画等の承認を条件としてさらに150百万円分の行使をするという方針で合意しておりますので、合意どおり本新株予約権の行使が実行されると1株当たり株式価値が急速に影響を及ぼす可能性があります。

しかしながら、昨今の当社を取り巻く厳しい事業環境の下で、速やかかつ確実な資金調達方法により、運転資金を確保すること及び構造改革・新規事業開拓の必要資金を確保することは重要な経営課題であり、そのための資金を確保することは、当社にとって不可欠と考えております。これにより、当社の企業価値及び株主価値の向上につながるものと考え、さらには、自己資本の充実、財務健全性の強化により、安定的な事業運営及び資金調達の柔軟性の向上、並びに安定的な金融機関との取引継続を目指すためには、本件第三者割当は、当社にとって必要不可欠と考えられます。

また、株式市場へ急激な影響を与えないよう、合同会社社会コンシェルジュ及びホライズンパリティサービス株式会社との間で、新株予約権の行使によって取得した株式の売却については、各月毎にその時点における当社の発行済株式総数の20%までを上限とするという取決めを行うことにより、急激な希釈化を一定程度防止できますことから、市場及び既存の株主様に対する影響も一

定程度抑えられると考えております。

なお、合同会社 会社コンシェルジュは、本新株予約権を全て行使した場合には当社発行済み株式の3分の1超を保有する筆頭株主であるその他の関係会社となることとなりますが、今回の引受目的は純投資であり、支配権獲得のためのものではありません。当社が取締役候補者を1名受け入れることとなっておりますが、現状の経営体制を尊重するとの意見をいただいております。また、投資目的も純投資であると伺っております。よって今後において会社の経営体制に変更が生じる可能性は極めて低いものと判断しております。また、ホライズンパリテートサービス株式会社も主要株主となる見込ですが、今回の引受目的は当社の企業価値向上を目的にされており、支配権獲得のためのものではありません。現状の経営体制を尊重するとの意見をいただいております。よって今後において会社の経営体制に変更が生じる可能性は極めて低いものと判断しております。

以上の理由より、当社の企業価値及び株主価値の向上に寄与するものと見込まれることから、本件第三者割当の募集規模は、合理的であると考えております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要 (平成26年2月27日現在)

①	名 称	合同会社 会社コンシェルジュ		
②	所 在 地	東京都港区芝浦3丁目14番19号大成ビル6F		
③	代表者の役職・氏名	代表社員 福田 徹		
④	事 業 内 容	会社の事業再生・会社の買収・会社分割に関する支援及びコンサルティング等		
⑤	資 本 金	10,000 千円（平成26年1月24日現在）		
⑥	設 立 年 月 日	平成17年2月28日		
⑦	発 行 済 株 式 数	254,191 株		
⑧	決 算 期	5月		
⑨	従 業 員 数	2名		
⑩	主 要 取 引 先	各種中小企業、ベンチャー企業		
⑪	主 要 取 引 銀 行	千葉銀行、楽天銀行		
⑫	大株主及び持株比率	株式会社志夢（100%） ※株式会社志夢は児島幸恵氏が100%保有し代表取締役を務めております。		
⑬	当 事 会 社 間 の 関 係			
	資 本 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。		
	人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。		
	取 引 関 係	平成25年12月17日付金銭消費貸借契約に基づき、合同会社会社コンシェルジュのグループ会社である株式会社アンビシャスグループから当社運転資金10百万円の借入をしておりましたが、既に返済済みです。		
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
⑭	最近3年間の経営成績及び財政状態（非連結）	単位：千円		
	決算期	平成23年5月期	平成24年5月期	平成25年5月期
	純 資 産	▲121,018	▲121,208	▲123,287
	総 資 産	347,357	341,106	318,116
	1株当たり純資産（円）	▲864.41	▲865.77	▲880.62
	売 上 高	4,127	0	0
	営 業 利 益	1,902	▲117	▲515
	経 常 利 益	2,251	▲120	▲2,009
	当 期 純 利 益	▲2,793	▲190	▲2,079
	1株当たり当期純利益（円）	▲19.95	▲1.35	▲14.85
	1株当たり配当金（円）	－	－	－
⑮	そ の 他	本新株予約権引受の実施により、当社は割当予定先が指定する役員を1名受け入れることに合意しております。また、合同会社会社コンシェルジュのグループ会社である株式会社アンビシャスグループから、株式会社未咲の株式の譲渡を受ける旨合意しております。株式会社アンビシャスグループ及び株式会社未咲の概要については、本日別途開示しており		

	ます「新規事業の開始及び有限会社パルテックとの業務提携契約締結のお知らせ」をご覧ください。
--	---

※合同会社社会コンシェルジュから、当該割当予定先の役員又は主要株主が反社会的勢力等とは一切関係がないとの旨の確認書をいただいております。当社はコンプライアンスの遵守から、第三者の信用調査会社（株式会社トクチョー）に調査を依頼しました。その内容は、対象企業・対象個人に係る各関係機関への行為情報、訴訟歴確認の照会等です。その調査結果として、当該割当予定先の役員又は主要株主が反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す情報に該当はありませんでした。当社としては、割当予定先が反社会的勢力等と関係がないと判断し、その旨の確認書を株式会社名古屋証券取引所に提出しています。

①	名 称	ホライズンパリテートサービス株式会社		
②	所 在 地	東京都中央区築地 2-7-12 山京ビル 5 階		
③	代表者の役職・氏名	代表取締役 武内 秀之		
④	事 業 内 容	インターネット上のショッピングモールの開設・公告業務等		
⑤	資 本 金	95,000 千円（平成 26 年 1 月 1 日現在）		
⑥	設 立 年 月 日	平成 17 年 2 月 28 日		
⑦	発 行 済 株 式 数	140,000 株		
⑧	決 算 期	3 月		
⑨	従 業 員 数	0 名		
⑩	主 要 取 引 先	各種団体、個人		
⑪	主 要 取 引 銀 行	第一勧業信用組合、みずほ銀行、東日本銀行、三井住友銀行		
⑫	大株主及び持株比率	武内秀之（100%）		
⑬	当 事 会 社 間 の 関 係			
	資 本 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。		
	人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。ただし、平成 25 年 3 月 28 日から平成 25 年 9 月 30 日まで、ホライズンパリテートサービス株式会社代表取締役武内秀之氏は、当社の取締役でありました。		
	取 引 関 係	平成 25 年 12 月 24 日付金銭消費貸借契約に基づき、当社運転資金 10 百万円の借入をしております。		
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
⑭	最近 3 年間の経営成績及び財政状態（非連結）			
	単位：千円			
	決算期	平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期	平成 25 年 3 月期
	純 資 産	124,132	124,415	124,652
	総 資 産	233,009	304,009	335,048
	1 株 当 たり 純 資 産（円）	866.65	888.67	890.37
	売 上 高	507,791	578,395	538,703
	営 業 利 益	3,756	1,460	1,440
	経 常 利 益	920	282	237
	当 期 純 利 益	920	282	237

ご注意:この文書は、当社が第三者割当により発行される新株予約権の募集に関して一般に公表するためのものであり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

1株当たり当期純利益(円)	6.57	2.01	1.69
1株当たり配当金(円)	—	—	—
⑮ その他			

※ホライズンパリティサービス株式会社から、当該割当予定先の役員又は主要株主が反社会的勢力等とは一切関係がないとの旨の確認書をいただいております。当社はコンプライアンスの遵守から、第三者の信用調査会社（株式会社トクチョー）に調査を依頼しました。その内容は、対象企業・対象個人に係る各関係機関への行為情報、訴訟歴確認の照会等です。その調査結果として、当該割当予定先の役員又は主要株主が反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す情報に該当はありませんでした。また、ホライズンパリティサービス株式会社の代表取締役武内秀之氏は当社の取締役でした。

なお、武内秀之氏は、イニシア・スター証券株式会社が、関東財務局から平成22年4月19日、平成22年12月1日、平成24年12月5日にの3回にわたり行政処分を受けた当時、同社の監査役でありました。当該行政処分について当社として調査・確認しましたところ、当社としては武内秀之氏に問題ないと判断致しました。また、武内秀之氏は以前、平成24年8月2日に関東財務局から行政処分を受けたWith Asset Management 株式会社の取締役でありましたが、With Asset Management 株式会社が行政処分を受ける2年前に既に役員を退任しております。当該行政処分について当社として調査・確認しましたところ、当社としては武内秀之氏に問題ないと判断致しました。

当社としては、割当予定先が反社会的勢力等と関係がないと判断し、その旨の確認書を株式会社名古屋証券取引所に提出しています。

(2) 割当先予定先を選定した理由

当社は過去連続して経常損失及び当期純損失を計上しており、また、平成26年3月期の第3四半期における業績見込において、環境事業部門の深刻な業績不振から今期末でも赤字となることから平成26年3月期末の時点において債務超過となる見込であります。よって、当社は上場を維持し、事業を継続するためにまず債務超過の解消が急務となっております。また、今後の成長基盤の確立と企業価値の向上を図るため、既存事業であるデジタルコンテンツ事業や環境事業の構造改革により営業キャッシュフローの黒字化を目指すことのみならず、新規事業開発によって成長基盤を確立する必要があります。

このような状況において、当社は当社の元取締役であった武内秀之氏からの紹介をいただき、平成25年2月18日に発行しました第3回新株予約権の引受先であったHP環境投資事業有限責任組合第8号組合を組成したファーストメイク・リミテッド株式会社に対して、スポンサー選定を含む当社の本件事業再編についてアドバイザー業務を依頼しました。ファーストメイク・リミテッド株式会社は、事業再生の専門家を当社に紹介する等、経営企画室の立ち上げに多大な尽力をいただき、さらには経営企画室と連携して投資ストラクチャーの考案・検討・スポンサー候補者へ説明等の実務についても多大な協力をいただきました。しかしながら、ファーストメイク・リミテッド株式会社は、様々な人脈、ネットワークを通じて当社の事業再生を支援していただく先を長く模索していただきましたが、当社の約16億円もの有利子負債と慢性的な営業赤字状態に加え、当期第2四半期における債務超過の見込により、スポンサー候補はなかなか決まらない状態でありました。そのような状況において、ファーストメイク・リミテッド株式会社は、粘り強くスポンサー候補を多数あたっていただきました。

その結果、当社は、ファーストメイク・リミテッド株式会社より、合同会社 会社コンシェルジュという企業と、その所属している株式会社アンビシャスグループを中心とした企業グループ（以下「アンビシャス企業グループ」といいます。）をご紹介いただきました。なお、ファーストメイク・リミテッド株式会社とアンビシャス企業グループとの関係は、ファーストメイク・リミテッド株式会社の投資事業において数年前より案件の紹介等のお付き合いをされていたと伺っております。アンビシャス企業グループは、グループ内に東北で除染事業をしております株式会社未咲を擁しておりますように、東北地方を中心とした環境事業に対する投資に強い関心をお持ちであるところをご紹介いただきました。そこで当社はアンビシャス企業グループに対して事業再生の支援をお願いし、新株予約権の引受けをお願いしましたところ、ご快諾いただきまして、グループ内のどの会社が直接の引受先となるかについては変更の可能性があるものの、グループ内のファンドであるグランアンビシャス投資事業有限責任組合と合同会社会社コンシェルジュにて引受けたい旨の意向を頂戴しました。その後、最終的には、合同会社会社コンシェルジュのみにて引き受けることとした旨の連絡をいただきました。

また、以前の当社の取締役であった武内秀之氏が代表取締役を務めるホライズンパリテートサービス株式会社から、同社も、当社の事業再生を支援するために当社株式を保有したいとの意向をいただきました。武内秀之氏は以前当社の取締役から任期途中で退任した理由は、前回の資金調達時に当社にホライズンパリテートサービス株式会社として引受先となる株式会社ネットスタジアムをご紹介いただきまして、その意向を受ける形で取締役として就任いただきました。しかし前記のとおり太陽光発電事業の縮小により株式会社ネットスタジアムとの資本提携関係が解消することとなりまして、株式会社ネットスタジアムからの要請により退任することとなりました。しかし、以後も当社に対して、株式会社ネットスタジアムとは関係なく武内秀之氏個人としての関心を持っていただき、武内氏が代表取締役であるホライズンパリテートサービス株式会社から運転資金を融資下さる等のご支援をいただいております。そこで当社は、両社と協議の上、下記の点を検討し、本新株予約権について合同会社会社コンシェルジュとホライズンパリテートサービス株式会社の両社に引き受けていただくことといたしました。

①合同会社 会社コンシェルジュ

当社の事業戦略、財務内容及び資金需要等の説明を行い、当社の現状を理解していただいたうえで、今回の本新株予約権の発行による資金調達のご提案をいただきました。

合同会社 会社コンシェルジュは、株式会社アンビシャスグループを中心としたアンビシャス企業グループを構成する一つの企業であり、事業再生、事業投資及び経営コンサルティング事業を展開されております。株式会社アンビシャスグループは、多種多様な企業の育成を目的としたインキュベーション事業ならびに小規模企業から中規模上場企業までを対象にしたプリンシパル投資事業を主体としたホールディングカンパニーであります。今回アンビシャス企業グループ内の合同会社 会社コンシェルジュが当社の新株予約権を引受けた理由は、アンビシャス企業グループ内において特に事業再生と組み合わせた投資業務を、合同会社 会社コンシェルジュを中心にして行っていくためと伺っております。よって、引受目的は純投資ではありますが、当社の事業再生、企業価値向上を目的にされており、短期的に全株の売却を意図するものではなく、当社の成長や市場の動向その他を見極めつつ一部を売却していく方針であることを表明されております。当社にとっては、各種の新規事業の提案をいただくことや、その事業の開業について具体的な協力・支援いただくことが期待できます。実際に、今回の新株予約権によって調達した資金によって行う新規事業（高栄養飼料の製造業及び除染事業）は合同会社 会社コンシェルジュ及び株式会社アンビシャスグループからいただいた多数の提案の中から当社において慎重に検討し厳選したものであります。また、新規事業の検討期間において当社に必要となる運転資金及び開業準備資金についても、株式会社アンビシャスグループ及び合同会社 会社コンシェルジュの借入れ先である株式会社アイランドから貸し付けいただくという支援をすでにいただいております。さらに、合同会社 会社コンシェルジュとは、当社が同社の指定する取締役候補者を1名受け入れることとなっておりますが、現状の経営体制を尊重するとの意見をいただいております。

なお、株式会社アンビシャスグループ及び合同会社 会社コンシェルジュはいずれも株式会社志夢の子会社（アンビシャスグループは約80%、会社コンシェルジュは100%子会社）であり、本新株予約権の資金使途である株式会社未咲の株式は、株式会社アンビシャスグループから譲り受けることとなりますが、その株式譲渡代金はホライズンパリティートサービス株式会社との間でコミットメント契約を締結しており、当社の株式会社未咲株式取得のための資金需要要請を行うことによって新株予約権の行使して頂くことになっております。その払い込まれた資金を用いて株式会社アンビシャスグループから株式会社未咲の株式を取得致します。よって、当該株式取引における代金について、合同会社 会社コンシェルジュが払い込んだ資金が株式会社アンビシャスグループに対して支払われるというものではありません。さらに、株式会社未咲の株式の価値算定は、前記のとおり第三者性のある専門家である蕨澤会計事務所による価値算定を行っておりますので、代金額についても相当性があるものと当社は考えております。

なお、ホライズンパリティートサービス株式会社の行使により株式会社未咲株式を取得する際には、その都度開示いたします。また、二重橋法律事務所より「企業行動規範上の手続きに関する事項」に記載のとおり、株式会社未咲の株式取得については、会社コンシェルジュと同じく株式会社志夢の子会社であるアンビシャスグループからの取得になるため、本新株予約権発行により調達した資金が循環しているだけであり、本新株予約権の発行ないし本件新株予約権の行使や株式会社未咲株式の取得の実体が存在しないのではないかと見る余地もないのではないものの、本新株予約権の発行ないし行使や株式会社未咲の株式取得が実体のないものとまでは認められないとの意見を受けております。

以上のことから、同社の提案は当社のニーズを満たすものであると判断し、今回、同社を本新株予約権の割当予定先として選定いたしました。

② ホライズンパリテートサービス株式会社

ホライズンパリテートサービス株式会社は、海外銀行のサービス代行や紹介、海外の邦人向け家電のハウジングサービス等の業務を行っている会社であり、平成25年2月18日に発行いたしました第三者割当による新株発行及び第3回新株予約権の発行の際の引受先の紹介者でありました。また、代表者である武内秀之氏は過去に当社の取締役でありました。よって、当社の事業戦略、財務内容及び資金需要等については熟知しております。実際に当社の不足する運転資金について、平成25年12月24日付けにて貸し付けいただいております。このたび当社の再建のために投資家として協力していただけることを約束していただきました。よって、同社の提案は当社のニーズを満たすものであると判断し、今回、同社を本新株予約権の割当予定先として選定いたしました。

なお、本件第三者割当は、日本証券業協会の会員である証券会社の斡旋を受けて行われたものではありません。

(3) 割当予定先の保有方針及び割当先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

① 合同会社 会社コンシェルジュ

当社と合同会社 会社コンシェルジュとの間には、本新株予約権及びその行使後の当社株式の継続保有期間に関する取り決めはありません。今回の引受目的は純投資であると表明されており、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、市場動向を勘案しながら一部を売却する方針と伺っております。また、株式市場への影響を一定程度抑えられるよう合同会社 会社コンシェルジュとの間で、新株予約権の行使によって取得した株式の売却については、各月毎にその時点における当社の発行済株式総数の20%までを上限とするという取決めを行いました。

なお、本新株予約権を譲渡する場合には、事前に当社の取締役会の承認が必要である旨が発行条件書に記載されております。

また、本新株予約権の発行に係る払込みについては、合同会社 会社コンシェルジュより本新株予約権の権利行使のために必要となる資金の確保についても支障がない旨の確認書とコミットメントした行使分に必要となる資金200百万円についての残高証明を受領しております。なお、本新株予約権を全て行使するために必要となる残りの170百万円については、来年度の同社の売上から準備すると伺っております（ただし、この金額の証明は現時点では頂戴しておりません。また昨年度の決算において、同社は債務超過の状態であり、当期純利益はない状態でした）。また、万が一ではありますが合同会社 会社コンシェルジュにおいて本新株予約権行使のために必要な資金が不足した場合に備えて、不足した際には同一企業グループ内企業である株式会社アンビシャスグループから必要資金を保証する旨の確約書と残高200百万円分の預金通帳の写しを受領しております。以上のことから、合同会社 会社コンシェルジュには払込みするのに必要な資金があると判断しております。なお、合同会社 会社コンシェルジュの残高証明は、株式会社アイランドからの借入（借入日：平成26年1月24日、借入金額：200百万円、担保：無し。利率及び返済期限は当社は把握しておりません）によるものであり、株式会社アンビシャスグループの残高証明は、借入によるものではないと伺っております。

② ホライズンパリテートサービス株式会社

当社とホライズンパリテートサービス株式会社との間には、本新株予約権及びその行使後の当社株式の継続保有期間に関する取り決めをしておりますが、同社の代表取締役である武内秀之氏は当社の元取締役であり、今回の引受けも、支援を主目的とした長期保有であることを表明しております。また、株式市場への影響を一定程度抑えられるよう、ホライズンパリテートサービス株式会社との間で、新株予約権の行使によって取得した株式の売却については、各月毎にその

時点における当社の発行済株式総数の20%までを上限とするという取決めを行いました。加えて、ホライズンパリテートサービス株式会社の引受けにかかる6,500,000株相当の新株予約権の行使については、当社が株式会社未咲の株式取得のために必要と判断した際にホライズンパリテートサービス株式会社に対して新株予約権の行使を要請した場合には、ホライズンパリテートサービス株式会社は55百万円を限度としてその要請どおり行使する義務を負う旨合意しておりますので、ホライズンパリテートサービス株式会社の行使については市場や既存株主に対する影響を一定程度コントロールできる設計となっているものと考えております。

なお、本新株予約権を譲渡する場合には、事前に当社の取締役会の承認が必要である旨が発行条件書に記載されております。また、同社より本新株予約権の権利行使のために必要となる資金の確保についても支障がない旨の確認書と本新株予約権の権利行使のために必要となる資金について預金通帳の写しを受領しており、いずれも自己資金であると聞いておりますので、払込みするのに必要な資金があると判断しております。

(4) 株式貸借に関する契約

該当する契約はございません。

(5) その他重要な契約等

① 合同会社社会コンシェルジュ

合同会社社会コンシェルジュとの間で、本新株予約権の発行についての基本合意書、及びコミットメント条項付募集新株予約権引受契約を締結する予定です。なお、基本合意書の内容に、株式会社未咲の株式の譲渡に対する基本合意も含まれておりますが、正式な譲渡契約は本新株予約権の発行後に締結する予定です。それ以外に重要な契約等の締結はありません。

② ホライズンパリテートサービス株式会社

ホライズンパリテートサービス株式会社との間で、本新株予約権の発行についてのコミットメント条項付募集新株予約権引受契約を締結する予定です。また、額面10百万円の金銭消費貸借契約を締結しております。それ以外に重要な契約等の締結はありません。

7. 募集後の大株主及び議決権比率

募 集 前 (平成 26 年 2 月 27 日現在) (注) 2	募 集 後 (本新株予約権の行使後) (注) 3	募 集 後 (全ての新株予約権が 行使された後) (注) 4
株式会社エフティ・ビジネス・デベ ロップメント 11.69%	合同会社 会社コンシ エルジュ 36.08%	合同会社 会社コンシ エルジュ 33.45%
有限会社パルテッ ク 2.92%	ホライズンパリテー トサービス株式会社 10.20%	ホライズンパリテー トサービス株式会社 9.45%
エムティホールデ イングス株式会社 2.92%	株式会社エフティ・ビ ジネス・デベロップメ ント 6.28%	株式会社ネットスタ ジアム 7.20%
株式会社ネットス タジアム 2.92%	有限会社パルテック 1.57%	株式会社エフティ・ビ ジネス・デベロップメ ント 5.83%
酒巻 孝司 2.28%	エムティホールデ イングス株式会社 1.57%	有限会社パルテック 1.45%
長砂 博文 1.83%	株式会社ネットスタ ジアム 1.57%	エムティホールデ イングス株式会社 1.45%
サトシマ ヨシア キ 1.80%	酒巻 孝司 1.27%	酒巻 孝司 1.13%
玉岡 正光 1.65%	長砂 博文 0.98%	長砂 博文 0.91%
松田 孝 1.64%	サトシマ ヨシアキ 0.97%	サトシマ ヨシアキ 0.90%
飯尾 忠一 1.28%	玉岡 正光 0.89%	玉岡 正光 0.82%
岡田 直規 1.07%	松田 孝 0.89%	松田 孝 0.82%
-	飯尾 忠一 0.69%	飯尾 忠一 0.64%
-	岡田 直規 0.58%	岡田 直規 0.54%

(注) 1. 上記の割合は、少数点以下第 3 位を四捨五入して算出しております。

2. 平成 25 年 9 月 30 日現在の株主名簿を基準とし、直近の当社新株予約権の行使状況および直近の主要株主の当社株式の保有状況を加味して記載をしております。本日現在の議決権を有する発行済株式数は 34,250,000 株であります。

3. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成 25 年 9 月 30 日現在の発行済株式数と直近の当社新株予約権の行使状況および直近の主要株主の当社株式の保有状況を加味したものを発行済株式数として、本新株予約権の目的である株式の総数 29,500,000 株を加えて算定しております。その内訳は以下のとおりです。

①合同会社 会社コンシエルジュに割当てる本新株予約権の目的である株式の総数 23,000,000 株を加えて算定しております。

②ホライズンパリテートサービス株式会社に割当てる本新株予約権の目的である株式の総数 6,500,000 株を加えて算定しております。

4. 割当後の所有株式数に平成 25 年 2 月 18 日に株式会社ネットスタジアムに割当てた新株予約権の目的である株式の総数 5,000,000 株を加えて算定しております。また、全ての新株予約権の目的である株式が行使された場合の発行済株式数は、68,750,000 株となります。

8. 今後の見通し

本件第三者割当による本新株予約権の発行は、平成26年3月期の業績に与える影響は軽微であります。来期以降の当社の業績に寄与するものと見込んでおります。なお、平成26年3月期末までに債務超過解消に必要な額に満つる迄の新株予約権行使が足りない場合には、平成26年3月期末において債務超過状態となり名古屋証券取引所の上場廃止基準の「債務超過」に係る猶予期間に入る見込であります。ただし、平成26年12月迄の期間において、本新株予約権の割当先である合同会社社会社コンシェルジュとの間に債務超過解消に必要と思われる額の行使の約定(コミットメント)を締結する予定ですので、当社の財務諸表における株主資本が増加することから、平成27年3月期末時点においては債務超過の状態を解消する見込みです。

[企業行動規範上の手続きに関する事項]

本件第三者割当による本新株予約権の発行での資金調達は、希薄化率が25%以上になることから、株式会社名古屋証券取引所の定める上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第34条、同取扱い17に定める、経営者から一定程度の独立したものによる当該割当の必要性及び相当性に関する客観的な意見の入手を要することになります。

そこで、当社は、第三者機関である二重橋法律事務所から、本件第三者割当による本新株予約権発行の必要性及び相当性が認められる旨の意見書を入手するとともに、当該意見書を参考に、本日(当該発行取締役会決議日)、当社の社外監査役3名及び社外取締役1名から発行数量及び株式の希薄化に関し、当社の更なる事業拡大が可能となり、企業価値及び株主価値の向上が見込まれることから、株式の希薄化の規模は合理性があり、その必要性及び相当性に関して適切であるとの意見を得ております。

なお、当該意見書の概要は以下のとおりです。

①本件第三者割当の必要性

当社は、過去連続して経常損失及び当期純損失となり、平成26年3月期末までに更に大幅な赤字になることが見込まれ、その翌期である平成27年3月期末までに債務超過を解消しなければ上場廃止となるため、その解消が急務となっていること、さらには、取引金融機関からの借入金については、返済猶予を受けているものの、一部の仕入債務について支払期日に支払うことができない状況にあるため、金融機関以外からの借入れによって運転資金を賄っている状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していることから、このような状況を解消し、安定的な事業活動を実施するため、既存事業であるデジタルコンテンツ事業及び環境エネルギー事業の構造改革だけでは6期連続した赤字から脱却の方策として十分とはいえないため、さらに新たな収益源として新規事業の模索・開業に取り組む必要がある。しかしながら、平成25年2月18日に発行した新株予約権の未行使分の行使による資金調達は期待できず、また、仮に行使されたとしても上記の取組みに要する費用には大きく不足する。そのため、上記の取組みを可能にする資金調達のために本件第三者割当を行うことには十分な合理性が認められ、また、本件第三者割当の規模についても、上記の取組みに必要不可欠な金額に連動しているため、十分な合理性が認められる。なお、株式会社未咲の株式取得については、合同会社社会社コンシェルジュと同じく株式会社志夢の子会社である株式会社アンビシャスグループからの取得になるため、本株予約権発行により調達した資金が循環しているだけであり、本新株予約権の発行ないし本新株予約権の行使や株式会社未咲株式の取得の実体が存在しないのではないかと見る余地もないではない。しかしながら、当社は、株式会社未咲の株式取得にあたっては、①同社に対するデュー・ディリジェンスを実施し、②同業他社及び環境省へのヒアリングを実施した結果、今後除染事業が現在の需要・成長性が少なくとも5年以上は維持される見込みであることを確認し、③当社及び株式会社アンビシャスグループと利害関係を有しない公認会計士蕨澤事務所に株式会社未咲の株式価値算定を依頼しており、その結果、純資産額法とDCF法を踏まえ、それらの算定結果の範囲内に収まる価格にて取得すること

としているとのことである。そして、株価の算定のうちDCF法については、事業の成長性を見込んで前期（平成25年8月期）実績と比して大幅な増収増益となる事業計画に基づいているが、除染事業は需要の高い公共事業であり現在も需要過多で供給が追いつかず発注量が増大を続けていることなどを踏まえて検証した結果、その成長性を見込んだ事業計画は妥当であると判断したとのことである。さらには、株式会社未咲の株式の取得費用については、ホライズンパリテート株式会社が本新株予約権を行使したことによって調達した資金が充てられる予定である。こうしたことからすれば、株式会社未咲の株式取得が、合同会社社会社コンシェルジュと同じく株式会社志夢の子会社である株式会社アンビシャスグループからの取得であること自体により、本新株予約権の発行ないし本新株予約権の行使や株式会社未咲の株式取得が実体のないものとまでは認められない。

さらに、割当先についても、本件第三者割当の目的の一つである新規事業の開発が期待できるため、十分な合理性が認められる。したがって、本件第三者割当により資金調達を行う必要性が認められる。

②本件第三者割当の相当性

資金調達の方法として、借入、社債発行等ではなく、本件第三者割当を選択した点については、上記のとおり、当社は債務超過の状態に陥っており、金融機関からの借入れについては返済猶予を受けている状態にあることから、負債性の資金調達を行うことは妥当ではなく、資本性の資金を調達することによって、資本増強を図ることが相当であると認められ、また、当社の財務状態からすれば、公募による資金調達を行うことは不確実性を伴うと言わざるを得ず、迅速かつ確実な資金調達の方法として、本件第三者割当を選択したことには、十分な合理性が認められる。もっとも、本件第三者割当に伴う希薄化率については、結果として86.13%の希薄化が生じることとなることが見込まれ、その上、当社は、合同会社社会社コンシェルジュとの間において、平成26年3月末日までに5000万円相当の本件新株予約権を行使するという内容を含んだコミットメント契約を締結する予定であり、また、ホライズンパリテートサービス株式会社との間においても、ホライズンパリテートサービス株式会社が、当社が株式会社未咲の株式取得のために必要と判断した際にホライズンパリテートサービス株式会社に対して新株予約権の行使を要請した場合には、ホライズンパリテートサービス株式会社は55百万円相当を上限として本件新株予約権を行使する義務を負うことを内容とするコミットメント契約を締結する予定であるため、急激かつ継続的な希薄化が生じる可能性がある。しかしながら、本新株予約権発行は、それによって、債務超過の解消及び新規事業の着手が可能となり、そこからの収益をもって、当社の財務状況を改善させることにつながるため、既存株主にとっても、合理的であると認められる。かえって、合同会社社会社コンシェルジュ及びホライズンパリテートサービス株式会社との間の上記合意については、当社が財務状況を改善させるための資金を確実に入手することを可能にするものであり、既存株主にとって利益になると認められる。加えて、資金調達の規模についても必要な資金の規模と連動しており、本件第三者割当による希薄化率が合理的範囲を逸脱していないとの判断を覆すに足る理由は見出せない。また、当社は、合同会社社会社コンシェルジュ及びホライズンパリテートサービス株式会社との間において、本件新株予約権の行使によって取得した株式の売却に関して、各月毎にその時点における当社の発行済株式総数の20%を上限とするという合意をする予定であるため、株式市場に急激な影響が生じることは防止されており、その点において、既存株主への影響も一定程度に限定されている。

また、本新株予約権は下記③のとおり有利発行には該当せず、その発行価額には相当性が認められる。加えて、また、本新株予約権の行使価額は、割当先との協議の結果、本件取締役会決議の前日の終値である1株18円に0.9を乗じた金額である1株当たり16.2円と決定されているが、以下の理由から、当該行使価額には相当性が認められる。すなわち、新株予約権発行の有利発行該当性に関する判断においては、当該新株予約権の行使価額と対象株式の時価を比較して有利発行該当性を判断するのではなく、下記③のとおり、行使価額や株価変動率等の諸般の要素を考慮して算出された当該新株予約権の公正なオプション価額と払込金額を比較することによって判断される。そし

て、本新株予約権の公正なオプション価額の算定に当たっては、その行使価額や株価変動等の諸般の要素も考慮されており、その結果として、払込金額が公正なオプション価額と同額とされていることから、本新株予約権の発行は、有利発行に該当しない。このように、本件新株予約権は、行使価額等を踏まえた適正な払込金額が設定されており、かつ、本件新株予約権の行使価額が著しく不合理な価額であると結論づける事情は認められない。したがって、本新株予約権の行使価額にも相当性が認められる。

③本新株予約権発行の有利発行該当しないこと

新株予約権において、「特に有利な金額」（会社法 238 条 3 項 2 号）による募集新株予約権の発行とは、公正な払込金額（発行価額）よりも特に低い価額による発行をいうところ、募集新株予約権の公正な払込金額（発行価額）とは、現在の株価、行使価額、行使期間、金利、株価変動率等の要素をもとにオプション評価理論に基づき算出された募集新株予約権の発行時点における価額（公正なオプション価額）をいうと解され、公正なオプション価額と取締役会において決定された払込金額とを比較し、取締役会において決定された払込金額が公正なオプション価額を大幅に下回るときは募集新株予約権の有利発行に該当すると解される。ここで、上記オプション評価理論には、代表的なものとして、ブラック・ショールズ・モデル、二項格子モデル、モンテカルロ・シミュレーションなどがある。したがって、「特に有利な金額」の該当性については、取締役会が決定した新株予約権の払込金額が、上記の基準により算出される新株予約権の公正なオプション価額から著しく乖離しているか否かにより判断されるべきである。

以上を、本新株予約権の行使についてみると、本新株予約権発行にあたっては、独立した第三者機関（タレス・トランザクション・アドバイザリー・サービス株式会社）が、本新株予約権がオプション期間中途において権利行使が可能なアメリカンタイプのオプションであり、行使日の前取引日までの一定期間の株価、行使時点までの既行使株数等の事項に影響される経路依存オプションであることなどを踏まえ、一般的なオプション評価理論のうち経路依存オプションの有する特徴を評価額に反映することが可能なモンテカルロ・シミュレーションを適用して本新株予約権の公正な評価額を算定している。そして、基準となる当社株価 18 円（平成 26 年 2 月 26 日の終値）、本新株予約権の行使価額 16.2 円、当社株式のボラティリティ 85.779%（行使期間 2 年に対応した平成 26 年 3 月 22 日から平成 28 年 3 月 21 日の週次株価を利用し年率換算して算出）、権利行使期間 2 年、無リスク利率 0.07%（評価基準日における 2 年物国債レート）、配当率 0.00%、当社による取得条項、本件新株予約権の行使に伴う希薄化、当社株式の流動性、当社の信用リスク等を参考にした上で、当社株式の株価、当社株式の流動性及びボラティリティ、当社に付されたコール・オプション、当社による行使指示、割当予定先の権利行使行動及び株式保有動向等について、当社が 20 取引日に一度約 1229 個ずつ行使指示を行い、割当先が当該行使指示を受けて本新株予約権を行使し、権利行使期間中に約 2 万 3000 株程度を目安に日々売却していくという一定の前提を置き、公正価値評価を実施し、本新株予約権 1 個につき 869 円との結果となっている。そして、この算定結果の合理性に疑義を生じさせる明らかな事由は不見当である。したがって、当該算定結果をもって、本新株予約権の公正なオプション価額と認められる。

これに対して、本新株予約権の払込金額（発行価額）は、当社取締役会において、上記の本新株予約権の公正なオプション価額と同額である、本件新株予約権 1 個当たり、869 円と決定されている。そのため、当社の決定した払込金額（発行価額）は、公正な払込金額（発行価額）よりも特に低いとは認められず、本新株予約権の発行は、有利発行には該当しない。

なお、二重橋法律事務所は、当社の顧問弁護士が所属する法律事務所ですが、同事務所は、当社以外の上場企業を含む多くのクライアントに対して法的アドバイスを行っており、企業法務について、極めて高度の専門性を有し、その専門的見地から、当社から独立した立場でアドバイスを行っている法律事務所であります。また、二重橋法律事務所の水川聡弁護士は、当社の監査役であります。

すが、社外監査役であり、かつ、独立役員であり、当社経営陣から独立した立場から経営を監査しております。以上のことから、当社は二重橋法律事務所の意見は高い第三者性を有すると考えております。

9. (1) 最近3年間の業績

(単位: 千円)

決算期	平成23年3月期(連結)	平成24年3月期	平成25年3月期
売上高	2,431,058	2,287,008	1,869,430
営業利益	△177,290	△91,143	△85,276
経常利益	△262,128	△119,854	△146,338
当期純利益	△333,670	△110,253	△131,265
1株当たり当期純利益 (円)	△16.47	△5.44	△6.19
1株当たり配当金(円)	—	—	—
1株当たり純資産(円)	7.81	2.51	0.71

(注) 平成24年3月期から連結財務諸表を作成しておりません。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成26年2月27日現在)

種類	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	34,256,000株	100.00%
現時点の行使価額における 潜在株式数	5,000,000株	14.60%
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—	—

最近の株価の状況

① 最近3年間の株価の状況

	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
始値	35円	16円	14円
高値	38円	30円	35円
安値	8円	12円	9円
終値	15円	13円	24円

② 最近6か月間の状況

	平成25年8月	平成25年9月	平成25年10月	平成25年11月	平成25年12月	平成26年1月
始値	21円	21円	24円	21円	13円	12円
高値	27円	25円	24円	21円	13円	28円
安値	21円	21円	21円	12円	11円	11円
終値	24円	24円	21円	12円	12円	16円

③ 発行決議日の前営業日における株価

	平成 26 年 2 月 26 日現在
始値	19 円
高値	19 円
安値	18 円
終値	18 円

(3) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当増資

払 込 期 日	平成 25 年 2 月 18 日
調 達 資 金 の 額	85,800,000 円 (差引手取概算額)
発 行 価 額	88,800,000 円
募集時における発行 済 株 式 数	20,256,000 株
当該募集による発行 株 式 数	8,000,000 株
割 当 先	株式会社ネットスタジアム
発行時における当初 の 資 金 使 途	3 (2) ②平成 25 年 2 月 18 日発行の第三者割当増資に係る資金の調達・ 充当状況をご参照下さい。
発行時における支出 予 定 時 期	平成 25 年 2 月～平成 25 年 3 月
現時点における充当 状 況	3 (2) ②平成 25 年 2 月 18 日発行の第三者割当増資に係る資金の調達・ 充当状況をご参照下さい。

・第三者割当による第3回新株予約権

払 込 期 日	平成 25 年 2 月 18 日
新株予約権の総数	11,000,000 個
発 行 価 額	総額 3,245,000 円 (新株予約権 1 個につき金 0.295 円)
調 達 資 金 の 額	132,245,000 円 (差引手取概算額)
行 使 価 額	1 株当たり金 12 円
募集時における発行 済 株 式 数	20,256,000 株
割 当 先	①株式会社ネットスタジアム 7,000,000 個 ②株式会社エフティ・ビジネス・デベロップメント 2,000,000 個 ③HP 環境投資事業有限責任組合第 8 号 2,000,000 個
当該募集による潜在 株 式 数	11,000,000 株
現時点における行使 状 況	残 5,000,000 株 (株式会社ネットスタジアム分)
発行時における当初 の 資 金 使 途	3 (2) ②平成 25 年 2 月 18 日発行の第三者割当増資に係る資金の調達・ 充当状況をご参照下さい。
発行時における支出 予 定 時 期	平成 25 年 4 月～平成 25 年 9 月
現時点における充当 状 況	3 (2) ②平成 25 年 2 月 18 日発行の第三者割当増資に係る資金の調達・ 充当状況をご参照下さい。

以 上

(別紙) 株式会社オプトロム第4回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社オプトロム第4回新株予約権 (以下、「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金25,635,500円
3. 申込期間 平成26年3月17日
4. 割当日及び払込期日 平成26年3月17日
5. 募集の方法 第三者割当の方法により、本新株予約権29,500個を以下のとおり割当て、各割当先とコミットメント付募集新株予約権引受契約を締結する。

合同会社 会社コンシェルジュ	23,000個
ホライズンパリティートサービス株式会社	6,500個

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
- (2) 本新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分 (以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。) する数には、1,000株 (以下、「対象株式数」という。) とする。

本新株予約権の目的である株式の総数は29,500,000株とする。

ただし、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行うときは、次の算式により対象株式数を調整する。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、割当日以降に、当社が時価を下回る価額での新株式の発行若しくは自己株式の処分 (ただし、新株予約権の行使により新株式を発行又は自己株式を処分する場合を除く)、合併、会社分割又は株式無償割当てを行う場合等、対象株式数を変更することが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

これらの調整後対象株式数は、当該調整事由に係る第10項による行使価額の調整に関し、同項に定める調整後行使価額を適用する日以降これを適用する。

- (3) 上記(2)に基づき対象株式数の調整を行った場合において、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

7. 本新株予約権の総数 29,500個
8. 各本新株予約権の払込金額 本新株予約権1個につき金869円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権1個当たりの価額は、対象株式数に、以下に定める行使価額を乗じた金額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額 (以下、「行使価額」という。) は、平成26年2月27日[発行決議日]の直前取引日の株式会社名古屋証券取引所 (以下「名証」という。) における当社普通株式の普通取引の終値 (同日に終値がない場合には、その直前の終値) である18円を参考として、行使価額を16.2円とする。ただし、第10項の規定に従って調整されるものとする。

10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整するものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

調整後行使価額は、株式分割に係る基準日の翌日以降又は株式併合の効力が生じる日以降これを適

用する。

- (2) 当社は、本項第(1)号の場合のほか、本項第(3)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付される場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (3) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①本項第(5)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、これを適用する。

③取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(5)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む）又は本項第(5)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む）、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てがその発行時点の行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

④本号①ないし③の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①ないし③の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日まで本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付株式数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \frac{\text{調整前行使価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}}{\text{調整後行使価額}}$$

ただし、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。

- (4) 本項第(1)号から第(3)号までの規定にかかわらず、行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (5) ①行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入しない。
- ②行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第(3)号④の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。
- ③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(1)号及び第(3)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (6) 本項第(1)号及び第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ①当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ②その他行使価額の調整を必要とするとき。
- ③行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (7) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(1)号に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
11. 本新株予約権の行使期間
平成26年3月17日から平成28年3月16日までとする。ただし、第13項に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。
12. その他の本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできない。
13. 新株予約権の取得事由
本新株予約権の割当日から3か月を経過した日以降、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が15取引日連続して、当該取引日に適用のある行使価額の180%を超え、かつ、当該取引日以前15連続取引日の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の売買代金の累計が、20,000,000円を超えた場合において、当社取締役会が取得する日（以下、「取得日」という。）を定めた場合、当社は、当該取得日の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき869円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。
14. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要する。
15. 新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。
16. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取り決め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
18. 新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第11項に定める行使期間中に第20項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
 - (2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書を第20項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第21項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
 - (3) 本新株予約権の行使の効力は、行使請求に要する書類が第20項に定める行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が第21項に定める払込取扱場所の口座に入金された日に発生する。
19. 株券の不発行
当社は、行使請求により発行する株式にかかる株券を発行しない。
20. 行使請求受付場所
当社 管理部総務課
21. 払込取扱場所
株式会社七十七銀行 芭蕉の辻支店
22. 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される1株当たりの財産の価額について、本新株予約権及び本新株予約権に係る引受契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を第8項記載のとおりの869円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される1株当たりの財産の価額は第9項記載のとおりとする。
23. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場合の本新株予約権の取扱い
当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合、当該組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編成対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、次の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画が、当社株主総会において承認された場合に限るものとする。
- ① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付する。
 - ② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数（以下、「承継後株式数」という。）とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。
 - ④ 新株予約権を行使することのできる期間
第11項に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力が生ずる日

のいずれか遅い日から、第11項に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑤新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
第17項に準じて決定する。

⑥各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
第9項に準じて決定する。

⑦その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び条件
第12項ないし第13項に準じて決定する。

⑧新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

24. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。